

九十九里町障害者活躍推進計画

令和 7 年 4 月

九十九里町

九十九里町教育委員会

1 策定趣旨

本町では、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）等に基づき、これまで障害のある人を対象とした採用選考の実施など、障害者雇用に積極的に取り組んできました。

令和元年6月に障害者雇用促進法の改正により、国及び地方公共団体が率先して障害者を雇用する責務が明示されるとともに、厚生労働大臣が作成する指針に即して、「障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画」を作成することとされました。

障害者の活躍とは、「障害者一人ひとりが能力を有効に発揮できること」であり、障害のある職員が活躍できるよう取り組んでいくことが重要です。

本計画のもと、障害のある職員を含む全ての職員が働きやすい職場づくりに向けて、しっかりと取り組んでまいります。

2 策定主体

町全体で障害者の活躍推進に向けた取り組みを推進するため、各任命権者が連名で計画を策定します。

3 計画期間

本計画は令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

なお、計画期間内においても、毎年度、取組状況等を把握・検証し、必要に応じて計画の見直しを行います。

4 周知・公表

計画の作成又は変更を行った際は、イントラネットへの掲載等により、全ての職員に対して周知するとともに、町のホームページに掲載するなど、適切な方法で公表します。

5 計画内容

機関名	九十九里町
任命権者	九十九里町長・九十九里町教育委員会
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日
障害者雇用に関する課題	九十九里町においては、令和7年6月1日現在で法定雇用率2.8%を達成している。 引き続きこの状況を継続するとともに、障害者である職員の活躍のためには、更なる体制整備や各種取組が必要である。
目標	
①採用に関する目標	【町長部局】 (各年度) 当該年6月1日時点の法定雇用率以上 (参考) 令和7年6月1日時点の実施雇用率：3.6% (評価方法) 毎年任免状況通報により把握・進捗管理する。 【教育委員会部局】 当局は、町長部局より出向となっている職員で構成されている。また、障害者雇用促進に関しては、啓発や資料提供を実施し、理解を得るよう推進していく。
②定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない。 採用1年後の定着率：100% (評価方法) 人事評価面談や任免状況通報により把握・進捗管理する。
取組内容	
1.障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○障害者である職員の相談窓口は、総務課職員係が担当する。
2.障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	新規採用又は部署異動その他定期的に面談を行い、障害者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。
3.障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<職務環境> 定期的な面談や人事評価面談等を通じて、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 <募集・採用> 募集、採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。

	・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
4.その他	各関係法令等に基づき、障害者の活躍の場を拡大できるよう、適切な支援配慮に努める。